



トラブルを未然に防ぐために——

にしわき消費生活通信

「新型コロナウイルスの影響で、収入が減って困っている」、「閉店するので安くする」などの電話勧誘販売や送りつけトラブルが急増しています。また、年末年始などの長期休暇の期間は消費者トラブルが多発します。契約をする場合は慎重に内容を確認しましょう。

◆事例とアドバイス

▶事例1 強引な勧誘

「昔、買ってもらったことがある」、「買ってもらわないと困る」と強引に勧誘されて購入したが断りたい。

▷きっぱり断りましょう

少しでも強引に感じたり、情に訴えてくる、話に覚えがないなど、不審に思ったらきっぱり断りましょう。電話勧誘販売に該当する場合は、特定商取引法に定める書面を受け取った日から数えて8日以内であればクーリング・オフ（一

No.206

年末年始の電話勧誘販売に注意！

定期間内での無条件の契約解除）ができます。

▶事例2 代引きで商品が届いた

高齢の母親が電話で海産物を勧められて断ったが、代引配達で商品が届いた。

▷代金を支払わない

注文していない商品が一方的に送りつけられた場合は、送り主の名称や所在地、連絡先などの情報を控えてから受け取りを拒否し、代金を支払わないようにしましょう。万が一、支払ってしまった場合は、事業者身に覚えのない商品であることを伝え、返金を依頼しましょう。

困ったときは、すぐ相談

西脇市消費生活センター

☎22-3111 FAX22-3515

月～金曜日の午前10時～午後5時
(祝日・年末年始除く)